



## 拡幅工事に伴う支障電柱の取り扱いについて（通知）

技術基準の種類: 例規  
通知日 : 昭和57年 8 月28日

---

事務連絡  
昭和57年 8 月28日

各土木出張所  
改良担当係長 殿

道路課改良係長

### 拡幅工事に伴う支障電柱の取り扱いについて（通知）

このことについては、別添の協定により実施しているところですが、過年度において用地買収が完了し、後年度工事施工する場合、支障電柱を工事施工と同時期に移設することとなる。その時、当該電柱の有る場所を民地の取り扱いなのか、官地なのかで問題となり易いため、用地買収年度において文書協議を行い、補償費の積算に誤りのないよう注意してください。